



就業規則を守られない取扱いが 何故行われたのか究明する！！

12月27日
申6号

休日明示を勤務指定時に定められた取扱いによらず変更したこと等に関する申し入れ

2024年10月31日に新潟統括センターで「11月分の勤務指定について」の掲示が行われました。9月に指定の11月分の休日明示が、定められた取扱いによらず休日指定日を勝手に変更した勤務指定が行われました。会社は新潟統括センター内では取扱いの不備を示す掲示を掲出しましたが、その内容について詳細は社員全体に明らかにされていません。

2ヶ月前に休日明示を指定することで社員の働きがい、生活設計を保障する制度でありながら、それを反故するような事態にも関わらず当該社員以外に説明をしない会社姿勢に多くのJR労働者が不安を感じています。組合員のみならず多くのJR社員から東日本ユニオンに多く不満・不安の声が寄せられています。東日本ユニオンは今事象発生の究明と再発防止を求め申6号として提出しました。

申し入れ項目

1. 新潟統括センター新潟乗務室において、2024年9月25日に指定した11月分の休日明示を、10月25日の勤務指定時に定められた取扱いによらず、変更したこと等の原因を明らかにすること。
2. このような事態を再発させないための対策を明らかにすること。

勤務指定する責任を認識しているのか！？